

商標登録TOP > 料金案内 > 料金表

国内出願

外国出願

輸入差止



Price
ご利用料金

商標登録ホットラインは、商標登録に関する料金を明示しています。
原則として前払いによるご入金をお願いしています。

- 商標出願時の費用 <<
- 商標登録時の費用 <<
- 中間処理時の費用 <<
- 更新登録の費用 <<
- 審判・異議申立の費用 <<
- 商標調査の費用 <<
- キャンセル費用 <<
- 変更手続の費用 <<
- その他の費用 <<

2007年01月17日 制定
2014年4月1日 改訂

商標出願時の費用

通常出願（調査あり）

出願時に必要な費用は合計**63,840円**（税込）です。※1、※2
ご相談は無料、商標調査も無料です。※3
登録できなければ、出願手数料だけでなく印紙代も全額返金します。※4

	1区分	2区分	3区分	4区分
出願前調査	無 料	無 料	無 料	無 料
出願手数料	48,000円	78,000円	108,000円	138,000円
消費税	3,840円	6,240円	8,640円	11,040円
印紙代	12,000円	20,600円	29,200円	37,800円
合計	63,840円	104,840円	145,840円	186,840円

- ※1 1区分内で商品又は役務を指定して出願する場合の費用額です。
- ※2 2以上の小売等役務を指定することにより、[小売等役務の追加料金](#)が別途必要になる場合があります。
- ※3 無料調査の詳細は[キャンセル規定](#)をご覧ください。
- ※4 返金条件の詳細は[返金規定](#)をご覧ください。
- ※5 調査を省略せず、出願を急ぐという場合、調査の特急料金が必要です。
- ※6 出願人の住所が日本国外である場合（在外者の場合）には追加料金15,000円が別途必要です。
- ※7 分割時の出願費用は、原出願の補正費用を含めて20,000円です。
- ※8 団体商標の場合、追加料金10,000円が別途必要です。
- ※9 地域団体商標、立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標の場合、追加料金50,000円が別途必要です。
- ※10 出願時に商品説明を行う場合には、商品説明費用（意見書の作成費用と同額）が別途必要です。

ダイレクト出願（調査なし）

出願時に必要な費用は合計**31,440円**（税込）です。※1、※2
商標調査は行わずに出願を行うため、返金保証及びキャンセル規定は、いずれも適用されません。
拒絶理由通知を受けてコメントを作成する場合、コメント作成料が必要です。
その他の手続及び料金は、通常出願の場合と同様です。※3
団体商標、地域団体商標、立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標の出願、その他特殊事情のある出願には適用できません。

	1区分	2区分	3区分	4区分
出願手数料	18,000円	33,000円	48,000円	63,000円
消費税	1,440円	2,640円	3,840円	5,040円
印紙代	12,000円	20,600円	29,200円	37,800円
合計	31,440円	56,240円	81,040円	105,840円

お問い合わせコール

年間**700**件の商標登録のご相談に対応しています
0120-609-106
06-6809-3456
▶ まずは無料相談から

商標登録のお申込み
出願・調査・更新

お申込みを受けてお見積りを作成します。

Clients' comments



商標登録ホットラインをご利用された

▶ お客様の声

メニュー

- ▶ [ホーム](#)
- ▶ [特色](#)
- ▶ [手続きの流れ](#)
- ▶ [事務所概要](#)
- ▶ [お客様の声](#)
- ▶ [料金案内](#)
- ▶ [お申込み](#)
- ▶ [お問い合わせ](#)
- ▶ [採用情報](#)

外国出願

- ▶ [外国出願サービス](#)

輸入差止

- ▶ [輸入差止サービス](#)

ウェブサイト情報

- ▶ [利用規約](#)
- ▶ [プライバシー](#)
- ▶ [サイトマップ](#)
- ▶ [商標登録の達人](#)
- ▶ [商標登録の解説](#)

- ※1 1区分内で商品又は役務を指定して出願する場合の費用額です。
 ※2 2以上の小売等役務を指定することにより、[小売等役務の追加料金](#)が別途必要になる場合があります。
 ※3 通常出願（調査あり）の※6,7,10は、ダイレクト出願（調査なし）にも適用します。

商標登録時の費用

登録時に必要な費用は合計**32,700円**（税込）です。※1、※2、※3
 5年分納付又は10年分納付のいずれかを選択することができます。
 成功報酬は必要ありません。

5年分納付

	1区分	2区分	3区分	4区分
納付手数料	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
消費税	800円	800円	800円	800円
印紙代	21,900円	43,800円	65,700円	87,600円
合計	32,700円	54,600円	76,500円	98,400円

10年分納付

	1区分	2区分	3区分	4区分
納付手数料	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
消費税	800円	800円	800円	800円
印紙代	37,600円	75,200円	112,800円	150,400円
合計	48,400円	86,000円	123,600円	161,200円

- ※1 1区分内で商品又は役務を指定し、5年分の登録料を納付する場合の費用額です。
 ※2 5年納付を行い6年目以降も商標登録を継続する場合には、登録後5年以内に商標登録時と同額の費用が必要です。
 ※3 前期5年分の納付日が、現行料金の適用開始日（平成20年6月1日）よりも前であれば、後期5年分の印紙代には、旧料金（44,000円×区分数）が適用されます。

中間処理時の費用

補正書の作成

補正書作成料は、区分数にかかわらず20,000円です。
 意見書及び補正書を同時に作成する場合、補正書作成料は不要です。
 登録できなければ、補正書作成料を**返金**します。※2

	1区分	2区分	3区分	4区分
補正書作成料	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
消費税	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
合計	21,600円	21,600円	21,600円	21,600円

- ※1 補正書の提出は、特許庁から拒絶理由通知を受けた場合に必要となる手続です。
 ※2 返金条件の詳細は[返金規定](#)をご覧ください。

意見書の作成

意見書作成料は、指定している区分数に応じて算出します。※1、※2、※3
 意見書作成料には、補正書作成料も含まれています。
 登録できなければ、意見書作成料を**返金**します。※4

	1区分	2区分	3区分	4区分
意見書作成料	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円
消費税	4,000円	4,800円	5,600円	6,400円
合計	54,000円	64,800円	75,600円	86,400円

- ※1 意見書の提出は、特許庁から拒絶理由通知を受けた場合に必要となる手続です。
 ※2 2区分以上を指定している場合、拒絶理由通知の受領時における区分数に基づいて費用額を算出します。ただし、反論することを目的として同日に分割出願を行う場合、分割により減少する区分数を差し引きます。また、7区分以上の場合には6区分として費用額を算出します。
 ※3 商標の著名性（商標法第3条第2項）を主張する場合、意見書作成料と同額の追加費用が必要です。
 ※4 返金条件の詳細は[返金規定](#)をご覧ください。

コメント作成料

通常出願（調査あり）以外※1について拒絶理由通知を受けてコメントを作成する場合、コメント作成料が必要です。その後意見書又は補正書を提出した場合には、お預かりしたコメント作成料を意見書又は補正書の作成料に充当します。



商標の更新登録期限を通知する
無料の商標管理ツールです。

	1区分	2区分	3区分	4区分
コメント作成料	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
消費税	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
合計	21,600円	21,600円	21,600円	21,600円

※1 タイレクト出願（調査なし）や、弊所が代理していない出願の場合、コメント作成料が必要です。

更新登録時の費用

商標権の存続期間を更に延長するための手続です。

更新登録申請料は**60,200円**です。※1、※2

5年分納付又は10年分納付のいずれかを選択することができます。

5年分納付

	1区分	2区分	3区分	4区分
更新登録手数料	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円
印紙代	28,300円	56,600円	84,900円	113,200円
合計	60,700円	99,800円	138,900円	178,000円

※1 1区分内で商品又は役務を指定し、5年分の登録料を納付する場合の費用額です。

※2 5年納付を行い6年目以降も商標登録を継続する場合、手数料については区分数に関わらず10,000円、印紙代については更新登録時と同額の費用（5年分納付）が必要です。

10年分納付

	1区分	2区分	3区分	4区分
更新登録手数料	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円
印紙代	48,500円	97,000円	145,500円	194,000円
合計	80,900円	140,200円	199,500円	258,800円

審判・異議申立の費用

拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判の請求費用は**87,400円**（税込）です。※1、※2、※3

成功報酬は必要ありません。

拒絶査定不服審判は、審査官による拒絶査定に不服がある場合に、3名の審判官による再審査を求める手続です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
審判請求手数料※3	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円
印紙代	55,000円	95,000円	135,000円	175,000円
合計	87,400円	138,200円	189,000円	239,800円

※1 1区分内の商品又は役務を指定した出願について再審査を求めるための費用額です。

※2 審判手続において、拒絶理由通知を受けた場合、意見書・補正書の提出費用が別途必要です。

※3 意見書を提出することなく拒絶査定に至った場合には、審判請求手数料に意見書作成料を加算します。

不使用取消審判

不使用取消審判の請求費用は**141,400円**（税込）です。※1、※2、※3

成功報酬は必要ありません。

不使用取消審判は、3年以上継続して登録商標が使用されていない場合に、登録の取消しを求める手続です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
審判請求手数料	80,000円	90,000円	100,000円	110,000円
消費税	6,400円	7,200円	8,000円	8,800円
印紙代	55,000円	95,000円	135,000円	175,000円
合計	141,400円	192,200円	243,000円	293,800円

- ※1 1区分内の商品又は役務について登録の取消しを求めるための費用額です。
- ※2 審判手続において、相手方が答弁書を提出して反論した場合、弁駁書の提出費用が別途必要です。
- ※3 別出願において不使用取消審判を請求している旨の事情を説明する上申書又は意見書を作成する費用が含まれています。

無効審判

無効審判の請求費用は**271,000円**（税込）です。※1、※2

成功報酬は必要ありません。

無効審判は、商標登録の無効を求める手続であり、請求できる時期には制限はありません。※3

	1区分	2区分	3区分	4区分
審判請求手数料※4	200,000円	240,000円	280,000円	320,000円
消費税	16,000円	19,200円	22,400円	25,600円
印紙代	55,000円	95,000円	135,000円	175,000円
合計	271,000円	354,200円	437,400円	520,600円

- ※1 1区分内の商品又は役務について登録の無効を求めるための費用額です。
- ※2 審判手続において、相手方が答弁書を提出して反論した場合、弁駁書の提出費用が別途必要です。
- ※3 一部の無効理由については、除斥期間（登録日から5年）の経過により請求できなくなります。
- ※4 事前の検討費用70,000円と、審判請求書の作成費用との合計額です。

登録異議申立

登録異議の申立費用は**227,000円**です。※1

成功報酬は必要ありません。

登録異議申立は、登録公報発行日から2ヶ月以内に商標登録の取り消しを求める手続です。

なお、取消理由通知に対する意見書作成費用は、出願審査における意見書作成費用と同額です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
異議申立手数料※2	200,000円	240,000円	280,000円	320,000円
消費税	16,000円	19,200円	22,400円	25,600円
印紙代	11,000円	19,000円	27,000円	35,000円
合計	227,000円	278,200円	329,400円	380,600円

- ※1 1区分内の商品又は役務について登録の取消しを求めるための費用額です。
- ※2 事前の検討費用70,000円と、異議申立書の作成費用との合計額です。

答弁書（1回目）の提出

答弁書（1回目）の提出費用は**216,000円**です。※1、※2

答弁書（1回目）は、無効審判又は不使用取消審判において、審判の請求理由に反論するために、被請求人が提出する書面です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
答弁書（1回目） ※2	200,000円	240,000円	280,000円	320,000円
消費税	16,000円	19,200円	22,400円	25,600円
合計	216,000円	259,200円	302,400円	345,600円

- ※1 商品又は役務が含まれている区分が1つの場合の費用額です。
- ※2 事前の検討費用70,000円と、答弁書の作成費用との合計額です。

答弁書（2回目以降）の提出

答弁書（2回目以降）の提出費用は**54,000円**です。※1

答弁書は、無効審判又は不使用取消審判において、審判の被請求人が提出する書面です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
答弁書（2回目以降）	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円
消費税	4,000円	4,800円	5,600円	6,400円
合計	54,000円	64,800円	75,600円	86,400円

- ※1 商品又は役務が含まれている区分が1つの場合の費用額です。

弁駁書の提出

弁駁書の提出費用は**54,000円**です。※1

弁駁書は、答弁書における相手方の主張に反論するために、審判の請求人が提出する書面です。

相手方が答弁書を提出した場合にだけ必要となる手続です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
弁駁書	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円

消費税	4,000円	4,800円	5,600円	6,400円
合計	54,000円	64,800円	75,600円	86,400円

※1 商品又は役務が含まれている区分が1つの場合の費用額です。

判定請求

判定の請求費用は、**256,000円**です。
成功報酬は判定請求手数料の1/2です。
判定は、商標権の効力について特許庁の見解を求める手続です。

判定請求手数料	200,000円
消費税	16,000円
印紙代	40,000円
合計	256,000円

商標調査費用

商標調査（詳細調査）

登録可能性を判断するための商標調査です。
調査内容は、出願のご依頼をいただいた場合に出願前に行う商標調査と同じです。
出願のご依頼を頂いて行う調査費用は無料です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
調査費用	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円
合計	32,400円	43,200円	54,000円	64,800円

※1 翌々営業日までの納品を希望される場合、上記調査費用と同額の特急料金が必要です。

※2 無料調査の場合であっても、特急料金は上記調査費用の額に基づいて定めます。

※3 2以上の小売等役務を指定することにより、[小売等役務の追加料金](#)が別途必要になる場合があります。

スクリーニング調査

複数の候補から商標を絞り込むスクリーニングのための商標調査です。
複数の商標について、短時間で判断できる簡易かつ暫定的な調査をそれぞれ行います。
スクリーニング後の商標については、改めて詳細調査を行って正確な登録可能性を確認する必要があります。

	1区分	2区分	3区分	4区分
商標1～5件	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
商標6～10件	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
商標11～15件	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円
商標16～20件	60,000円	70,000円	80,000円	90,000円

※ 消費税が別途必要です。

※ 翌々営業日までの納品を希望される場合、上記調査費用と同額の特急料金が必要です。

キャンセル費用

出願のキャンセル

調査完了後に出願をキャンセルした場合、調査によって登録可能性が60%以上とされた商品・役務がなければキャンセル料は不要です。登録可能性が60%以上とされた商品・役務があれば、これらの商品・役務の属する区分数に応じてキャンセル料が発生します。また、小売等役務の追加料金がある場合、上記キャンセル料に加算されます。※1

	1区分	2区分	3区分	4区分
出願キャンセル料	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円
合計	32,400円	43,200円	54,000円	64,800円

※1 キャンセル料については[キャンセル規定](#)をご覧ください。

区分のキャンセル

調査完了後に区分数を減らして出願した場合、削減した区分のうち、調査によって登録可能性が60%以上とされた商品・役務の属する区分数に応じてキャンセル料が発生します。また、小売等役務の追加料金がある場合、上記キャンセル料に加算されます。※1

	1区分	2区分	3区分	4区分
--	-----	-----	-----	-----

区分キャンセル料	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
消費税	800円	1,600円	2,400円	3,200円
合計	10,800円	21,600円	32,400円	43,200円

※1 キャンセル料については[キャンセル規定](#)をご覧ください。

変更手続の費用

住所（居所）変更届（出願人の住所又は居所の変更）

商標登録前に住所又は居所の変更を行う手続です。
複数の出願があっても出願ごとに手続を行う必要はありません。

住所変更手数料	10,000円
消費税	800円
合計	10,800円

氏名（名称）変更届（出願人の氏名又は名称の変更）

商標登録前に氏名又は名称の変更を行う手続です。
複数の出願があっても、出願ごとに手続を行う必要はありません。

氏名変更手数料	10,000円
消費税	800円
合計	10,800円

出願人の名義変更（商標登録前の移転）

商標登録前に出願を他人に移転するための手続です。

	1件分	2件分	3件分	4件分
名義変更手数料	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
消費税	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円
印紙代	4,200円	8,400円	12,600円	16,800円
合計	25,800円	40,800円	55,800円	70,800円

※1 6～20件分の手続を同じ当事者間で同時に行う場合の手数料は5件分と同一です。

登録名義人の表示変更（商標権者の住所変更又は名称変更）

商標登録後に住所変更又は名称変更を行うための手続です。^{※1 ※2 ※3}
複数の商標権があるときには、商標権ごとに手続が必要です。

	1件分	2件分	3件分	4件分
表示変更手数料	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円
印紙代	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
合計	33,400円	45,200円	57,000円	68,800円

※1 商標権者の住所変更のための表示変更手数料には、出願人の住所（居所）変更届の手数料も含まれています。

※2 商標権者の名称変更のための表示変更手数料には、出願人の氏名（名称）変更届の手数料も含まれています。

※3 名称変更は、商標権者が代わった場合に行う商標権の移転登録とは異なります。

※4 住所変更と名称変更を同時に行う場合、表示変更手数料については40,000円 + (件数 - 1) × 15,000円の費用が必要です。

※5 20件以下の手続を同じ権利者が同時に行う場合の手数料は5件分と同一です。

※6 20件を超える手続を同じ権利者が同時に行う場合には10件ごとに2万円が加算されます。

商標権の移転登録（商標登録後の移転）

商標登録後に商標権を他人に移転するための手続です。

	1件分	2件分	3件分	4件分
移転登録手数料	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円
印紙代	30,000円	60,000円	90,000円	120,000円
合計	62,400円	103,200円	144,000円	184,800円

※1 商標権者の名称を変更した場合には、名義変更ではなく、表示変更を行う必要があります。

※2 6～20件分の手続を同じ当事者間で同時に行う場合の手数料は5件分と同一です。

※3 商標権の移転が利益相反行為に当たる当事者の場合、移転登録手数料と同額の副増手数料が必要です。

印鑑変更届の提出

印鑑変更届の提出料は**10,800円**です。

印鑑変更届の提出は、印鑑を押した書類を特許庁に提出した後に印鑑を変更し、新しい印鑑を押した包括委任状を提出する場合に必要な手続きです。

印鑑変更届の提出料	10,000円
消費税	800円
合計	10,800円

識別番号重複届出書の提出料

識別番号重複届出書の提出料は**10,800円**です。

識別番号重複届出書は、同一人に対し誤って2つの識別番号が割り当てられた場合に、これらの番号を1つの番号に統合するための書類です。

識別番号重複届出書の提出料	10,000円
消費税	800円
合計	10,800円

その他の費用**早期審査の申請**

優先的に審査を受けて早期に審査結果を得るための申請手続です。

早期審査の申請手数料は、**43,200円**です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
申請手数料	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
消費税	3,200円	3,200円	3,200円	3,200円
合計	43,200円	43,200円	43,200円	43,200円

※ 早期審査後の審判において早期審理を請求する場合における早期審理の申請手数料は10,000円です。

※ 震災復興支援による早期審査の申請手数料は10,000円です。

上申書**■使用意思を証明する場合**

1区分内において、多数の商品又は役務を指定した場合に各事業を実施していることを証明するために上申書を提出する手続です。2以上の小売等役務（総合小売等役務を除く）を指定した場合も同様です。

使用意思証明のための上申手数料は、**32,400円**です。※1

	1区分	2区分	3区分	4区分
上申手数料	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
消費税	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円
合計	32,400円	43,200円	54,000円	64,800円

※1 多数の商品又は役務が含まれている区分が1つの場合の費用額です。

■その他の場合

意見書に相当する内容からなる上申書の作成料は、意見書の作成料と同一です。

総合小売等役務の証明

総合小売等役務（35K01）を指定した場合に、衣料品、飲食品、生活用品等を網羅的に取り扱っていることを証明するために申書を提出する手続です。

総合小売等役務の証明のための上申手数料は**32,400円**です。

上申手数料	30,000円
消費税	2,400円
合計	32,400円

中途受任

弊所が出願後に代理人となる場合（中途受任）であっても、別途費用は必要ありません。

ただし、中途受任によりコメントを作成する場合にはコメント作成料が必要です。

また、地域団体商標、立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標について、中途受任により意見書を提出する場合には、出願時の追加料金50,000円が別途必要です。

商標権の放棄

商標権者の意思により商標権を消滅させる手続です。
複数の商標権があるときには、商標権ごとに手続が必要です。

	1件分	2件分	3件分	4件分
放棄手数料	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
消費税	800円	1,200円	1,600円	2,000円
印紙代	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
合計	11,800円	18,200円	24,600円	31,000円

警告書の作成

警告書作成料は**108,000円**です。
警告書作成料には、警告に対する相手方からの回答書の報告・検討の費用も含まれています。

警告書作成料	100,000円
消費税	8,000円
合計	108,000円

情報提供

情報提供の費用は**108,000円**^{※1}です。
情報提供とは、審査官に対し、他人の商標が登録されるべきでない理由を示す情報として刊行物等の書類を提出する手続です。

	1区分	2区分	3区分	4区分
情報提供手数料	100,000円	120,000円	140,000円	160,000円
消費税	8,000円	9,600円	11,200円	12,800円
合計	108,000円	129,600円	151,200円	172,800円

※1 1区分内の商品又は役務について情報提供を行うための費用額です。

商標原簿の取り寄せ

商標原簿は、商標権の権利関係に関する事項が記載された書面です。
朱印付きの謄本を取り寄せる手続です。

商標原簿取寄料	10,000円
消費税	800円
合計	10,800円

出張打ち合わせ費用

弊所で行うお打ち合わせは無料です。
お客様の事業所へ出張する場合、移動距離及び打ち合わせ時間に応じた費用が必要です。

	1.0時間	1.5時間	2.0時間	2.5時間
出張費用 ^{※1}	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
打ち合わせ費用	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
消費税	1,200円	1,600円	2,000円	2,400円
合計	16,200円	21,600円	27,000円	32,400円

※1 移動時間が弊所から30分以内（大阪市内又はその周辺）の場合の費用です。

資料調査

ボリュームのある資料について、内容の確認、調査又は検討を行う必要がある場合、処理時間に応じた費用が必要です。

	0.5日	1.0日	1.5日	2.0日
資料調査手数料	30,000円	60,000円	90,000円	120,000円
消費税	2,400円	4,800円	7,200円	9,600円
合計	32,400円	64,800円	97,200円	129,600円

旧料金表はこちら。

[2007年1月17日制定](#) [2008年11月1日改訂](#) [2010年3月8日改訂](#) [2011年5月16日改訂](#)
[2013年10月31日改訂](#)



[利用規約](#) | [プライバシー](#) | [料金表](#) | [返金規定](#) | [キャンセル規定](#)



商標登録ホットライン
106HOTLINE.JP

[ページトップへ戻る](#)

〒540-6125 大阪市中央区城見2-1-61 ツイン21 MIDタワー25F
COPYRIGHT (C) 106HOTLINE.JP 2008-2012 ALL RIGHTS RESERVED.

[▶ 商標登録ホーム](#) [▶ サイトマップ](#)